

○工事の総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の試行運用について

（ 令和2年8月27日 2農振第1584号
農村振興局整備部設計課長から各地方各地方農政局農村振興部長あて ）

一部改正 令和4年6月10日 4農振第797号

農業農村整備事業等直轄工事の実施にあたっては、総合評価落札方式の技術審査・評価業務の効率化や新規企業の参入促進等の取組により、円滑な事業の執行に努めてきたところであるが、依然として工事の入札不調・不落が多発しており、事業執行への影響が懸念される場所である。

こうした状況の中、新たな工事の入札不調・不落対策として、競争参加資格の申請時点で配置予定技術者の登録及び評価を行わない総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））を下記により試行することとしたので適切に実施願いたい。

記

1 簡易Ⅱ型（企業実績重視型）の適用

「工事に関する総合評価落札方式の実施に伴う事務手続の運用について」（平成20年3月31日付け19農振第2225号農村振興局長通知。以下「局長通知」という。）において定める簡易Ⅱ型を適用する工事のうち、同一管内で過去に入札不調・不落となった工事と同種の工事であって入札不調・不落が想定される工事に試行するものとする。

2 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準（標準例）は、別紙1によるものとする。

なお、局長通知第4により独占禁止法等に違反した行為が認められた工事の施工経験は評価の対象から除外するものとする。

3 その他留意事項

手続については、別紙2を参考に必要な日数を適切に設定するものとする。

附 則

この通知は、令和4年7月1日以降に入札手続を開始する工事から試行する。

別紙 1

簡易Ⅱ型(企業実績重視型)における評価項目及び評価基準(標準例)

評価項目		評価基準	評価点
企業評価	同種工事の施工経験 過去10年間	入札公告及び入札説明書に記載する同種工事の施工実績を有すること。	30点
			(1項目) 最高30点

(追加項目)

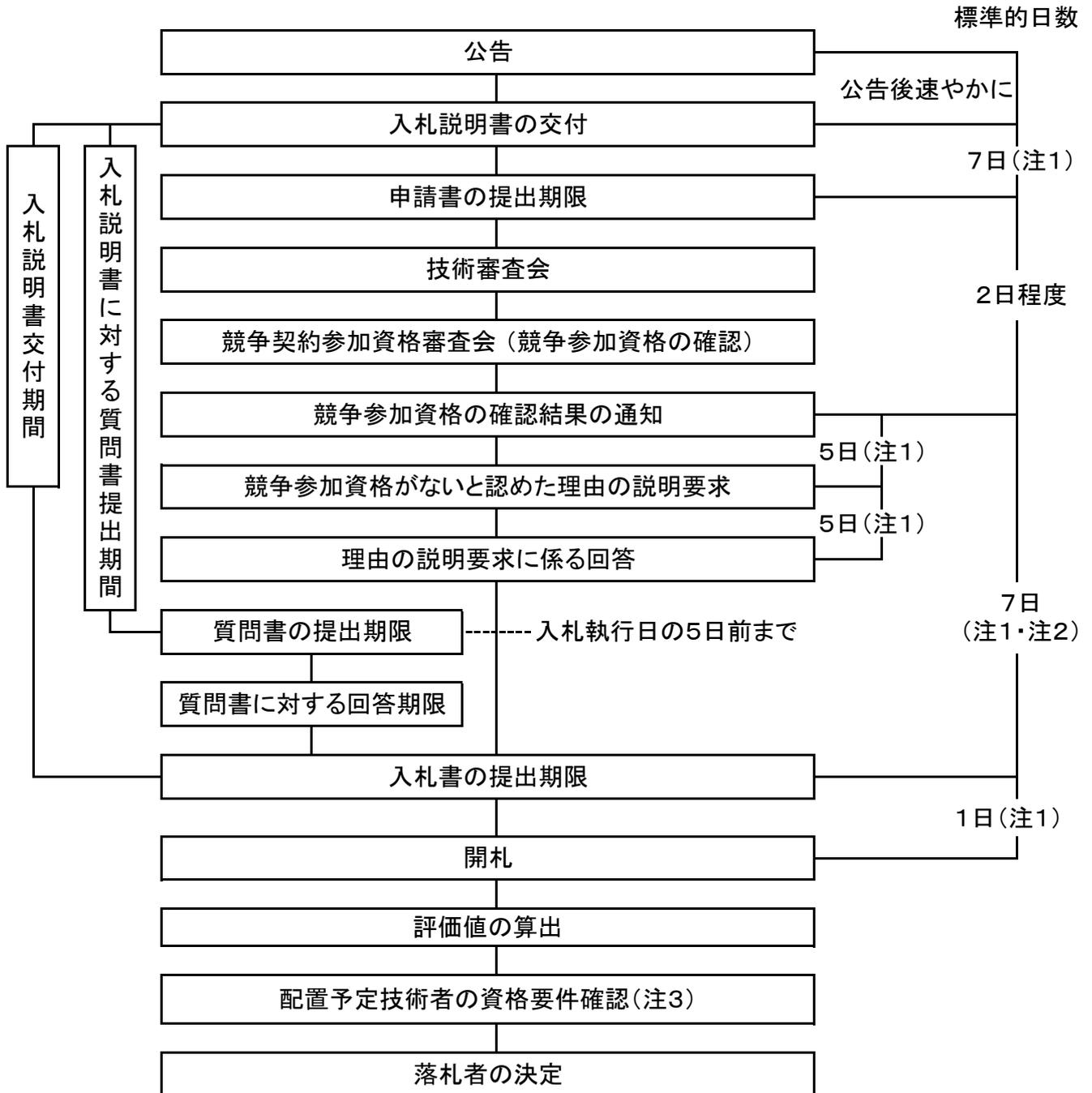
評価項目		評価基準	評価点
企業評価	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得 状況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。(以下「女性活躍推進法」という。))に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)※1 ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号(以下「次世代法」という。))に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。(以下「若者雇用促進法」という。))に基づく認定 (ユースエール認定企業)※3	0.5点

※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代法13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業。

※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業。

総合評価落札方式「簡易Ⅱ型(企業実績重視型)」
 一般競争入札(政府調達に関する協定の対象外)の場合の手続



(注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注2) 7日は、「競争参加資格がないと認めた理由の説明要求」がなかった場合の日数であり、当該説明要求等があった場合は、必要日数を確保して延期するものとする。

(注3) 評価値の1位の者に技術者資料の提出を求め、資格要件を確認。
 要件を満たさない場合は無効とし、評価値が2位の者に技術者資料の提出を求め確認。